

検査報告書

D18-30 号
平成 30 年 3 月 10 日

株式会社 ひろせプロダクト 様

千葉県四街道市四街道1474番地16 506号
検査室 千葉市若葉区若松町545番地18 101号
有限会社環境科学サービス
TEL:043-304-8202 FAX:043-304-8203

| | |
|-------|------------------|
| 試料受付日 | 平成 30 年 2 月 19 日 |
| 検査終了日 | 平成 30 年 3 月 9 日 |
| 検体の由来 | 製品検査 |
| 採取区分 | 持込・受取・採取 |

検査責任者 太鼓地 洋昭



ご依頼されました検体について行った検査の結果を、下記の通り報告いたします。

| 検体名 | 木串 | | | |
|------------------------|--|-------|-------|---|
| 採水日 | 平成 年 月 日 | 採取時刻 | | |
| 検査の対象 | 検査の結果 | 単位 | 定量下限値 | 検査の方法 |
| オルトフェニルフェノール | 不検出 | mg/3本 | 0.002 | H19厚労省通知 食安監発第1113002号 及び 食安基発第1113002号 別紙1 準拠 |
| チアベンダゾール | 不検出 | mg/3本 | 0.002 | H19厚労省通知 食安監発第1113002号 及び 食安基発第1113002号 別紙1 準拠 |
| ジフェニル | 不検出 | mg/3本 | 0.002 | H19厚労省通知 食安監発第1113002号 及び 食安基発第1113002号 別紙1 準拠 |
| イマザリル | 不検出 | mg/3本 | 0.002 | H19厚労省通知 食安監発第1113002号 及び 食安基発第1113002号 別紙1 準拠 |
| 二酸化硫黄 又は 亜硫酸塩類 | 不検出 | mg/3本 | 0.12 | H19厚労省通知 食安監発第1113002号 及び 食安基発第1113002号 別紙2 準拠 |
| 一般生菌数 | 300以下 | mg/3本 | — | 食品衛生検査指針(微生物編 2004) II. 第2章 2.1.-(1) 準拠 |
| 大腸菌群 | 陰性 | — | — | 食品衛生検査指針(微生物編 2004) II. 第2章 2.2. 準拠 |
| 黄色ブドウ球菌 | 陰性 | — | — | 食品衛生検査指針(微生物編 2004) II. 第2章 8 準拠 |
| 真菌数 | 10以下 (非検出) | 個/3本 | — | 食品衛生検査指針(微生物編 2004) II. 第3章 5-(2) 準拠 |
| 耐熱性菌数 注) (好気性芽胞形成菌) | 300以下 (非検出) | 個/3本 | — | 食品衛生検査指針(微生物編 2004) II. 第2章 2.5. 準拠 |
| サルモネラ | 陰性 | — | — | 食品衛生検査指針(微生物編 2004) II. 第2章 4 準拠 |
| 2-クロロエタノール | 不検出 | mg/3本 | 0.1 | ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 |
| 特記事項 | 不検出とは、検査結果が定量下限値未満であったことを示します。 理化学検査は、無作為に抽出した3本を対象に、検査を実施しました。 微生物学的検査は、無作為に抽出した3本に対し、重量で9倍量の滅菌希釈水を加え、3分間均質化したものを試料液としました。(10倍希釈液) 注) 耐熱性菌数は、70±5℃で30分間加熱した後急冷した試料液につき、検査を実施しました。 微生物学的検査結果における「非検出」とは、最低希釈段階(10倍希釈)において、培養の結果集落が確認されなかったことを示します。 | | | |